

令和4年度 東京都介護職員
キャリアパス導入促進事業費補助金の
申請手続き等について
(専門人材育成・定着促進助成)

令和4年5月

東京都福祉保健局介護保険課

※ 実施スケジュール（手引きp.3に掲載）については、今後の実施状況により変動する場合があります。

- 補助金に共通する事項
- 専門人材育成・定着促進助成金
- 最後に

□ 補助金に共通する事項

□ 専門人材育成・定着促進助成金

□ 最後に

Q 1

そもそも、補助事業とはどういうものですか。

A 1

東京都の行う補助事業とは、補助対象者が行う事務又は事業に対して、都がこれを助成（あるいは奨励）するために、財政的な援助として補助金を交付する事業のことです。

Q 2

補助金を申請して交付を受けると、後年、東京都の監査を受けると聞いたのですが、本当ですか。

A 2

その通りです。ただし、監査対象は年度により異なりますので「必ず」ではありません。
※ 東京都監査事務局が実施する監査は、都が補助金等を交付している団体に対し、都の補助金が正しく使われているかどうかをチェックするために行われます。このため、監査の対象となった場合には、対応にご協力いただくことは当然ですが、補助金を申請する時点から、将来の監査に備えた書類の整理・管理をお願いします。

Q3

補助金の書類は、何年間保管する必要がありますか。

A3

事業者は、補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類※を整理し、これらの帳簿・書類を、事業完了後5年間保管しておかなければなりません。

※領収書や賃金台帳等

Q4

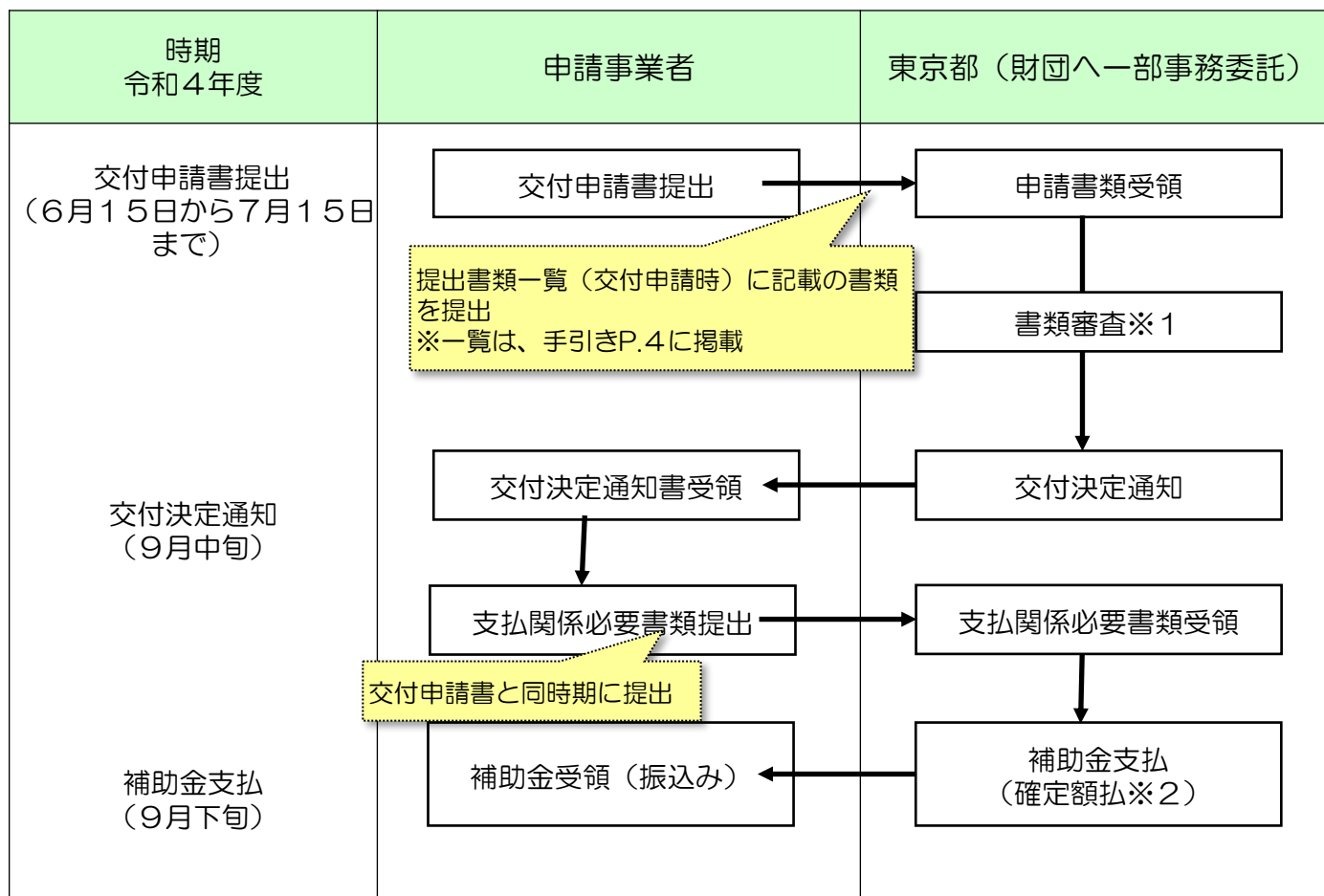
補助金の申請は、必ず介護保険事業所の開設者が行うのでしょうか。

A4

介護保険事業所の法人名で手続きを行います。
また、交付申請の際に印鑑証明書の提出が必要です。

事：申請事業者、都：東京都（公益財団法人）

※スケジュールは今後変更になる可能性がありますので、ご了承ください。



※1 書類の不備等がある場合は、財団から事業所に確認依頼をいたします。

※2 専門助成は、**交付決定後**、補助金支払。

注意

申請書類に不備等があると、補助対象経費として算定されず、補助金が交付されない場合や補助金の交付額が減額される場合がございます。また、書類審査中、申請事業者に対して、追加の提出書類の依頼や書類内容の確認依頼等をさせていただく場合がございます。

	専門助成
事業計画書等	×
交付申請書等	○ (P 4～1 2)
実績報告書等	×
支出関係書類※	○ (P 1 3、1 4)

※支出関係書類は、交付申請書等提出時に、同時にご提出いただきます。

提出先

東京都福祉保健財団福祉情報部 福祉人材対策室（介護現場改革担当）

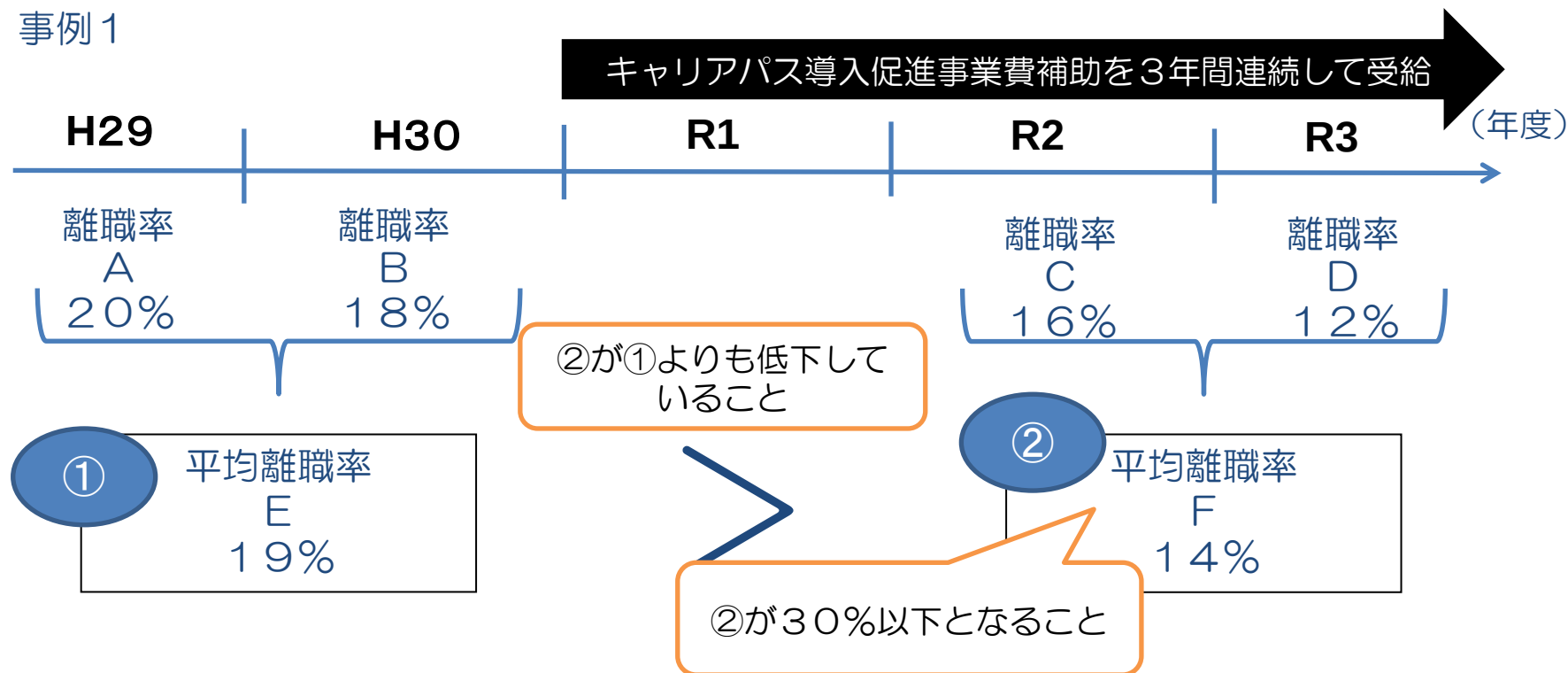
□ 補助金に共通する事項

専門助成

□ 専門人材育成・定着促進助成金

□ 最後に

Q3
事例1



Ⅱ Iのうち、該当年度における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失数（＊）

＊離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数：ア定年退職による離職、イ重責解雇による離職、ウ役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者は含みません。

離職率＝

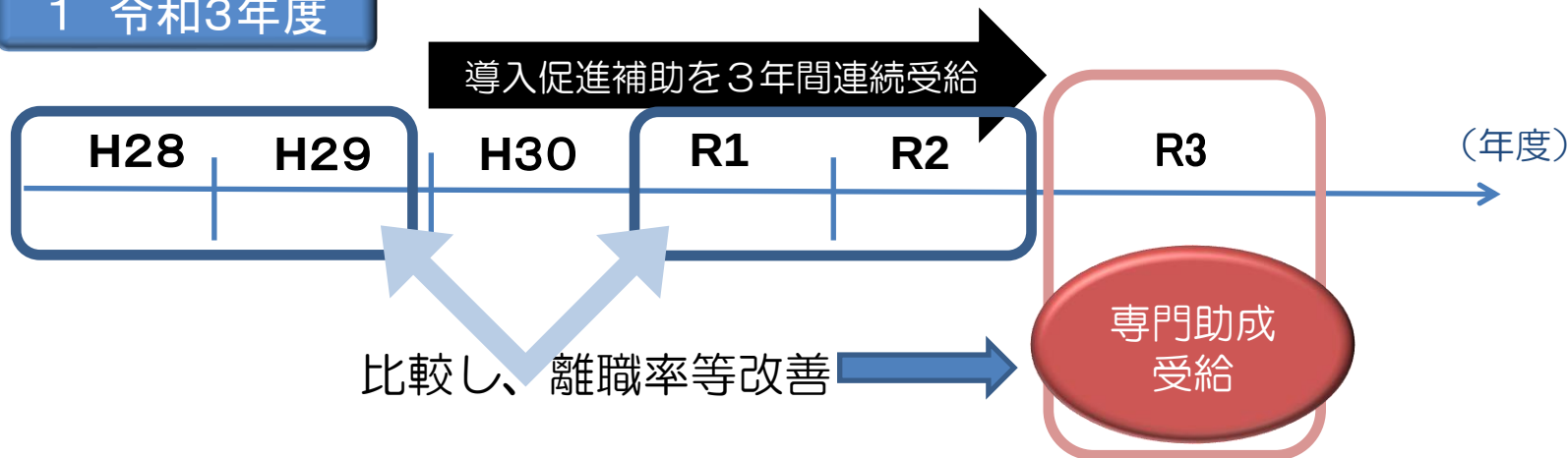
I 該当年度の4月1日における雇用保険一般被保険者のうち、介護職員数

補助
交付額

導入促進の令和3年度に補助対象となったレベル認定者数に応じて支給
・2人以下 900千円 ・3人以上 1,800千円

Q3 事例2

1 令和3年度



2 令和4年度

R2

離職率
A
20%

離職率Bが離職率A以下に
なっていること

≥

R3

離職率
B
16%

(年度)

補助
交付額

導入促進の令和2年度に補助対象となったレベル認定者数に応じて支給
・2人以下 1,100千円 ・3人以上 2,200千円

※

※ 交付要綱別表2-2

令和3年度専門人材育成・定着促進助成交付要綱 別表2-1 2補助基準にて適用した補助基準の額に応じて、
基準額は、(1)900千円の場合 1,100千円 (2)1,800千円の場合 2,200千円とする。

Q4

これまでキャリアパス導入促進事業費補助を受給したことはありませんが、専門人材育成・定着促進助成金を申請することができますか？

A4

申請できません。
キャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給していることが必要となります。そのため、令和4年度は、令和元年度から継続して受給している事業者が補助対象となります。その他の補助要件については、交付要綱別紙1や別表2-2をご覧ください。

Q11

助成金の使途について教えてください。

A11

特に定めていませんが、本事業の目的である介護人材の育成や定着促進に向けて、助成金を活用してください。

□ 補助金に共通する事項

□ 専門人材育成・定着促進助成金

□ 最後に

補助金の申請等の問い合わせ先について

お問い合わせ先

■東京都介護職員キャリアパス導入促進事業に関する事、
補助金の申請等に関する事

- ・公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部
福祉人材対策室 介護現場改革担当
03-3344-8532